

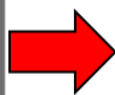
マイナ救急

実証事業を実施します

マイナ救急とは・・・

救急隊員が傷病者のマイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）を活用し、傷病者の医療情報等を閲覧する仕組みのことです。

★マイナンバーカードを見せるだけで以下の情報が伝わります



- ・ 傷病者の説明負担が軽減されます
- ・ より適切な処置が受けられます

マイナ救急の流れ



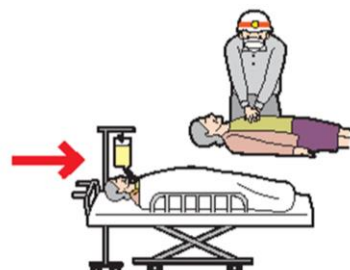
①傷病者が情報閲覧に同意する



②マイナンバーカードを読み取る
※暗証番号の入力不要



③隊員が医療情報を閲覧する



④より適切な処置や搬送先医療機関の選定につながる

令和7年10月1日から開始

組合管内4隊の救急隊で実施します

（砂川救急1・2、奈井江救急、上砂救急）



総務省消防庁✕砂川地区広域消防組合

本実証事業は総務省消防庁が全国の消防本部と連携して実施するものです。

担当：救急通信課救急係 TEL0125-54-2196



総務省消防庁特設サイト